

給実甲第 1 2 5 5 号

平成 3 1 年 4 月 1 日

人 事 院 事 務 総 長

給実甲第 6 0 9 号の一部改正について（通知）

給実甲第 6 0 9 号（俸給の調整額の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、平成 3 1 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<u>規則別表第 1 第 2 号関係</u> (略)	<u>規則別表第 1 第 1 号の 3 関係</u> (略)
規則別表第 1 第 7 号関係	規則別表第 1 第 7 号関係
1 「病理細菌技術者」及び「診療放射線技術者」については、 <u>規則別表第 1 第 2 号関係第 1 項</u> 及び第 2 項の例による。	1 「病理細菌技術者」及び「診療放射線技術者」については、 <u>規則別表第 1 第 1 号の 3 関係第 1 項</u> 及び第 2 項の例による。
2～5 (略)	2～5 (略)
6 「理学療法技術職員」及び「	6 「理学療法技術職員」及び「

作業療法技術職員」については、規則別表第1第2号関係第3項及び第4項の例による。

7・8 (略)

9 「臨床工学技士」については、規則別表第1第2号関係第5項の例による。

10～16 (略)

規則別表第1第8号関係

1・2 (略)

3 「病理細菌技術者」については、規則別表第1第2号関係第1項の例による。

規則別表第1第10号関係

1～3 (略)

4 「理学療法技術職員」及び「作業療法技術職員」については、規則別表第1第2号関係第3項及び第4項の例による。

5～12 (略)

13 「病理細菌技術者」、「診療放射線技術者」及び「言語聴覚士」については、規則別表第1第2号関係第1項及び第2項並びに規則別表第1第7号関係第8項の例による。

作業療法技術職員」については、規則別表第1第1号の3関係第3項及び第4項の例による。

7・8 (略)

9 「臨床工学技士」については、規則別表第1第1号の3関係第5項の例による。

10～16 (略)

規則別表第1第8号関係

1・2 (略)

3 「病理細菌技術者」については、規則別表第1第1号の3関係第1項の例による。

規則別表第1第10号関係

1～3 (略)

4 「理学療法技術職員」及び「作業療法技術職員」については、規則別表第1第1号の3関係第3項及び第4項の例による。

5～12 (略)

13 「病理細菌技術者」、「診療放射線技術者」及び「言語聴覚士」については、規則別表第1第1号の3関係第1項及び第2項並びに規則別表第1第7号関係第8項の例による。

14～17 (略)

規則別表第1第12号関係

「介護員」、「理学療法技術職員」、「作業療法技術職員」、「生活支援員」、「心理判定員」、「看護師長」及び「入所者の援護の業務に直接従事することを本務とする職員」については、規則別表第1第2号関係第3項及び第4項、規則別表第1第7号関係第4項並びに規則別表第1第10号関係第2項、第5項、第7項及び第17項の例による。この場合において、同号関係第5項及び第7項中「で、障害者」とあるのは、「で、身体障害者」と読み替えるものとする。

規則別表第1第13号関係

1～5 (略)

6 「作業療法技術職員」及び「言語聴覚士」については、規則別表第1第2号関係第4項及び規則別表第1第7号関係第8項の例による。

7・8 (略)

14～17 (略)

規則別表第1第12号関係

「介護員」、「理学療法技術職員」、「作業療法技術職員」、「生活支援員」、「心理判定員」、「看護師長」及び「入所者の援護の業務に直接従事することを本務とする職員」については、規則別表第1第1号の3関係第3項及び第4項、規則別表第1第7号関係第4項並びに規則別表第1第10号関係第2項、第5項、第7項及び第17項の例による。この場合において、同号関係第5項及び第7項中「で、障害者」とあるのは、「で、身体障害者」と読み替えるものとする。

規則別表第1第13号関係

1～5 (略)

6 「作業療法技術職員」及び「言語聴覚士」については、規則別表第1第1号の3関係第4項及び規則別表第1第7号関係第8項の例による。

7・8 (略)

以 上